

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松島町長 櫻井 公一

市町村名 (市町村コード)	松島町 (04401)	
地域名 (地域内農業集落名)	根廻 (根廻)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平場の農地が極めて少なく中山間地に位置するため、担い手や生産組合、法人等に耕作を依頼しても断られ、担い手の確保に繋がらない。
また、地域の高齢化や後継者不足のため、地域農家に農地を集約・集積するのは困難であることから、現状維持で耕作していくのが限界であり、遊休農地の更なる増加が懸念される。
高速道路のインターチェンジが近く、観光客等呼び込めるような農業を行い、新規就農者や外部の法人が魅力的だと感じられるような地域作りが必要である。

【地域の基礎データ】

主な作物: 水稲、桃、日本なし

(2) 地域における農業の将来の在り方

高速道路のインターチェンジがありアクセスが良いことから、地域で作付されている果樹を地域を上げて推進し、観光農園を含めた果樹園を作る。また、1.5haほどの整備された畑があることから、観光と農業を組み合わせたプランニングができる法人や新規就農者を誘致する。
併せて休耕田に桜の木を植え付け、景観等も整備し、活気あふれる地域作りを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後維持管理が困難な林地との間にある農地は保全管理を行う農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現状維持
(2) 農地中間管理機構の活用方針
外部の法人等や新規就農者が参入してきた場合に活用する。地域の農業者の間での活用は考えていない。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと協力し、移住者や新規就農者を呼び込み、地域をあげて育成をしていく。また、観光と農業を組み合わせたプランニングができる外部の法人等を呼び込む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--